

# 品川区私立幼稚園振興費補助金交付要綱

制定 平成 3 年 8 月 30 日 区長決定

改正 平成 10 年 10 月 14 日 要綱第 75 号

改正 平成 20 年 3 月 24 日 要綱第 47 号

改正 平成 28 年 2 月 17 日 要綱第 44 号

改正 令和元年 8 月 23 日 要綱第 287 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 要綱第 152 号

改正 令和 3 年 8 月 6 日 要綱第 256 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、区内私立幼稚園運営において必要とする経費の一部を助成することにより、幼稚園の経営の安定と保護者に係る経費の負担の軽減を図るために交付する品川区私立幼稚園振興費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第 2 条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者は、区内私立幼稚園の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、新たに設置者を欠きやむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営および経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。

## (補助金の種類と額)

第 3 条 補助対象者に交付する補助金の種類と額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 運営費補助金 1 園につき 220 万円
- (2) 園児教材費補助金 5 月 1 日現在の在籍園児数に基づき 1 人あたり 2 千円
- (3) 教員研究費補助金 1 園につき 20 万円
- (4) 衛生管理費補助金 1 学級につき 1 万円

## (補助対象経費)

第 4 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、幼稚園運営において必要とする次に掲げる経費とする。

- (1) 運営費 人件費、教育管理経費、施設費、設備費
- (2) 園児教材費 教材購入費、教具購入費等
- (3) 教員研究費 新任・現任研修費、園内研修費等

(4) 衛生管理費 感染予防用品購入費、クリーニング費等

**(交付申請)**

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、品川区私立幼稚園振興費補助金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

**(交付決定)**

第6条 区長は、前条の申請を審査し、交付すると決定したときは、品川区私立幼稚園振興費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知する。

**(請求書)**

第7条 補助対象者は、交付決定通知を受けたときは、補助金の交付決定の日から14日以内に品川区私立幼稚園振興費補助金交付請求書（第3号様式）により区長に請求しなければならない。

**(補助金の交付)**

第8条 区長は、補助対象者から補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

**(変更の承認)**

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載した補助金執行計画の内容を変更しようとするときは、事前に補助金充当計画変更届（第4号様式）および補助金充当変更計画書（第5号様式）を区長に提出し、承認を得なければならない。

**(関係書類の整備)**

第10条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

**(執行状況報告)**

第11条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況について区長から報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

**(実績報告書)**

第12条 補助事業者は、毎年5月末日までに、前年度品川区私立幼稚園振興費補助金実績報告書（第6号様式）および品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

**(交付決定の取消等)**

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反し、またはこれを変更したとき。

**(補助金の返還)**

第14条 補助対象者は、前条の規定により取り消し、または変更があった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付則

この要綱は平成10年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成20年3月1日から適用する。

付則

この要綱は平成28年2月17日から適用する。

付則

この要綱は令和元年9月1日から適用する。

付則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

### 年度品川区私立幼稚園振興費補助金申請書

品川区私立幼稚園振興費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金の申請額                      ¥ \_\_\_\_\_

2. 幼稚園の在籍状況（              年5月1日現在）

区分	園則定数	学級数	園児数		
			男	女	計
3歳児	人	クラス	人	人	人
4歳児	人	クラス	人	人	人
5歳児	人	クラス	人	人	人
計	人	クラス	人	人	人

3. 教職員数（              年5月1日現在）

区分	本務	兼務	計
教員数	人	人	人
職員数	人	人	人
計	人	人	人

※ 教員数には園長も含む。

4. 補助金執行計画内容

(1) 歳入

区 分		予算額
①本年度収入額 (②+③+④+⑤) ※学校法人園は前年度繰越を除く。		円
②東京都補助金		円
内 訳	東京都私立幼稚園経常費補助金 (学校法人立)	円
	東京都私立幼稚園教育振興事業費補助金 (学校法人立以外)	円
	その他 ( )	円
③国補助金		円
④品川区振興費補助金		円
⑤生徒納付金等その他収入額		円

品川区振興費補助金 執行計画額	
(1) 営費補助金	2,200,000 円
(2) 教員研究費補助金	200,000 円
(3) 園児教材費補助金 @2,000 × 園児数	円
(4) 衛生管理費補助金 @10,000 × 学級数	円
(5) 総額 ((1)+(2)+(3)+(4))	円

← ※上記(5)の総額を記入してください。

(2) 歳出

区 分		予算額	補助金充当額内訳 ※振興費補助金の内訳を記入して下さい。
Ⓐ本年度支出額 (Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ+Ⓕ) ※学校法人園は次年度繰越額を除く。		円	(5) 振興費補助金総額 円
Ⓑ人件費支出額		円	(1)-1 円
Ⓒ教育管理経費 (a)+(b)+(c)+(d)		円	
内 訳	(a) 消耗品費支出額	円	(3) 園児教材費支出 円
	(b) 光熱水費支出額	円	(1)-2 円
	(c) 教員研究費支出額	円	(2) 教員研究費 200,000 円
	(d) その他支出額	円	(1)-3 円
Ⓓ設備関係費支出額		円	(1)-4 円
Ⓔ衛生管理費支出額		円	(4) 衛生管理費支出 円
Ⓕその他支出額		円	



第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

### 年度品川区私立幼稚園振興費補助金交付請求書

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区私立幼稚園振興費補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に¥の記号を併記してください。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

### 年度補助金充当計画変更届

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区私立幼稚園振興費補助金申請書の内容について、下記のとおり変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

#### 記

1. 変更理由

2. 変更内容 別紙補助金充当変更計画書（第5号様式）のとおり

年度補助金充当変更計画書

幼稚園名	
------	--

		当 初 予 算 (計画額)	補 正 予 算 (変更後)
本年度予算総額		円	円
品川区私立幼稚園振興費 補助金申請額		円	円
補 助 対 象 経 費 内 訳	運営費支出予定額	円	円
	園児教材費 支出予定額	円	円
	教員研究費 支出予定額	円	円



第7号様式（第12条関係）

年度品川区私立幼稚園振興費補助金執行実績書

設置者名

区分	①決算額	②都補助金 充当額	③国補助金 充当額	④区補助金 執行額	⑤差引 ①- (②+③+④)	備考
A収入総額						
B人件費支出						
C教員研究・管理経費 (a)+(b)+(c)+(d))						
内 訳	(a)消耗品費支出					
	(b)光熱水費支出					
	(c)教員研修費支出					
	(d)その他支出					
D設備関係費支出						
Eその他支出						
F支出総額 (B+C+D+E)						

- ・ A収入総額、F支出総額については資金収支決算書の金額とします。 ↑振興費補助金の実績だけでご記入ください。
- ・ 但し、収入総額については前年度繰越金、支出総額については次年度繰越金を差し引いてください。